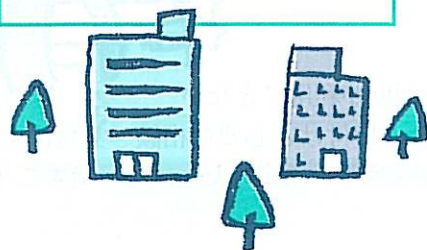


貸付金利率

・総合支援資金 ・福祉費	・連帯保証人を立てる場合 無利子 ・連帯保証人を立てない場合 年 1.5 %
・緊急小口資金 ・教育支援資金	・無利子
・不動産担保型 生活資金 ・要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金	・年 3 % または毎年 4 月 1 日時点 の長期プライムレートの いずれか低い方を適用



返済方法等

- ・返済は原則、元金・利子均等の口座振替による月賦で、ゆうちょ銀行または北海道銀行・北洋銀行のみご利用できます。
- ・約束された期間に返済できなかった場合、残元金に対して延滞利子(年10.75%)が日割りで加算されます。

民生委員等の相談支援

この資金は生活の安定や立て直しを図ることを目的としていることから、民生委員、相談員、関係機関の相談支援を受けていただきます。

相談先

お住まいの地区の民生委員または市区町村社会福祉協議会。

申込先

お住まいの市区町村社会福祉協議会。
※申込につきましては、掲載している内容以外にも貸付条件がありますので、申込先でご相談ください。

貸付資金の種類(4種類)

1 総合支援資金

対象：低所得世帯

日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援・家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを受けることにより自立が見込まれる世帯で、次の要件のいずれにも該当する世帯。

- ①低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
- ②公的な書類等で本人確認ができること。
- ③現に住居を有していることまたは住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請を行い、住宅の確保が確実に見込まれること。
- ④社会福祉協議会および関係機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。
- ⑤社会福祉協議会が貸付けおよび関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、返済が見込まれること。
- ⑥失業等給付、職業安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと。

1-(1) 生活支援費

貸付限度額：月額 20万円以内
(単身世帯は月額 15万円以内)
据置期間：6月以内
返済期間：据置期間経過後20年以内
用途内容：生活再建までの間に必要な生活費用(貸付期間 12月以内)

1-(2) 住宅入居費

貸付限度額：40万円以内
据置期間：貸付けの日から6月以内
(生活支援費と合わせて貸付けている場合には、生活支援費の最終貸付日から6月以内)
返済期間：据置期間経過後20年以内
用途内容：敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用

1-(3) 一時生活再建費

貸付限度額：60万円以内
据置期間：貸付けの日から6月以内
(生活支援費と合わせて貸付けている場合には、生活支援費の最終貸付日から6月以内)
返済期間：据置期間経過後20年以内
用途内容：生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用